

## 渇水対策関係省庁会議幹事会の開催結果

1. 日時 平成28年6月14日（火）17:00から

2. 場所 合同庁舎2号館共用会議室1

### 3. 渇水の状況

首都圏の水源となっている利根川水系の上流8ダムの貯水率については、

- ・利根川上流の降雪量が観測開始以来最小であったこと
- ・5月の雨量が平年の約半分（48%）であったこと
- ・雪解けが1ヶ月早くなったこと
- ・これにより利根川の水が必要な時期に流量が減少し、ダムから補給していること

から、過去25年間（現在の8ダム体制となった平成4年以降）で最小の37%まで低下した状況にある。（6月14日0時時点）

このような状況から、本日、利根川水系渇水対策連絡協議会において10%の取水制限を16日より実施することが決定され、また、利根川上流8ダムの合計貯水量が1億5000万m<sup>3</sup>を下回った翌日から20%の取水制限に強化することが決定された。

### 4. 渇水体制

#### （1）渇水に関係する省庁で構成する会議の開催

渇水情報連絡会議（担当者レベル） 6月13日に開催

#### （2）関係省庁での体制の整備

厚生労働省 6月14日に関係都県等と「水道渇水対策連絡会」を設置

農林水産省 6月14日「農業用水緊急節水対策本部」を設置

国土交通省 6月14日「国土交通省渇水対策本部」を設置

### 5. 会議の概要

（1）利根川水系において厳しい状況となることが想定される渇水状況に対応するため、渇水対策関係省庁会議幹事会を開催し、渇水情報の共有及び意見交換を行った。

（2）利根川水系では、10%の取水制限を16日より実施することが利根川水系渇水対策連絡協議会において決定されたことを踏まえ、今後とも、密接に情報共有を行うとともに、渇水の状況に応じ渇水対策関係省庁会議を適宜開催し、地元関係者間で円滑な調整等対応について万全を期することで合意した。